基本契約メッセージにおける「技術データ」の取り扱いについて(案)

1. 要求項目

注文メッセージと同様に、CI-NET LiteS実装規約Ver.2.1ad.8「基本契約メッセージ」においても「技術データ」の取り扱いについて、以下のとおり記載することとしたい。

1. 箇所

「Ⅹ. 基本契約メッセージ、1. データ交換手順」に「1.2　データ交換における留意事項、（1）基本契約メッセージにおける「技術データ」の取り扱い」を追加

1. 内容

Ⅹ. 基本契約メッセージ

1. データ交換手順
   1. データ交換における留意事項
2. 基本契約メッセージにおける「技術データ」の取り扱い

基本契約申込メッセージの電子メールに、CI-NET メッセージ以外の「技術データ」が添付されている場合、基本契約承諾メッセージの電子メールにも当該「技術データ」をそのまま添付しなければならないものとする。

また、基本契約承諾メッセージの電子メールに新たな「技術データ」を添付してはならない。

※本規約の趣旨は、基本契約で添付される「技術データ」には発注条件書・特記事項などの契約図書の一部が含まれる場合があるため、規約化することにより受発注者間での混乱を解消するための措置である。

1. 理由

CI-NET LiteS実装規約Ver.2.1ad.8(案)の「Ⅹ. 基本契約メッセージ」には、基本契約申込／承諾の際に添付資料に関する情報がない。基本契約も「V1注文メッセージ」同じように、承諾時に添付資料は追加・削除を認めず、そのまま返信する旨を追加記載する必要がある。

以上